

栃木県における「地方単独医療費助成事業」一覧

○「子ども医療費助成事業」一覧

令和8年4月1日現在

区分	市町名	現物給付の対象					市町名
		小学生（県の事業）		子ども（県の事業の上乗せ）			
		実施機関番号※注1	食事療養の負担 （現物給付）	実施機関番号※注1	食事療養の負担 （現物給付）	対象者	
1	宇都宮市	60 09 001 6	—	80 09 101 0	—	18歳	宇都宮市
2	足利市	60 09 002 4	—	80 09 102 8	—	18歳	足利市
3	栃木市※注2	60 09 003 2	—	80 09 003 8	—	18歳	栃木市
		60 09 003 2					
4	佐野市	60 09 004 0	—	80 09 004 6	—	18歳	佐野市
5	鹿沼市	60 09 005 7	—	80 09 105 1	—	18歳	鹿沼市
6	小山市	60 09 008 1	—	80 09 008 7	—	18歳	小山市
7	真岡市	60 09 009 9	食事標準負担額を現物給付	80 09 109 3	食事標準負担額を現物給付	18歳	真岡市
8	大田原市	60 09 010 7	—	80 09 110 1	—	18歳	大田原市
9	矢板市	60 09 011 5	—	80 09 011 1	—	18歳	矢板市
10	那須塩原市	60 09 013 1	—	80 09 113 5	—	18歳	那須塩原市
11	さくら市	60 09 014 9	食事標準負担額を現物給付	80 09 014 5	食事標準負担額を現物給付	18歳	さくら市
12	那須烏山市	60 09 015 6	食事標準負担額を現物給付	80 09 015 2	食事標準負担額を現物給付	18歳	那須烏山市
13	下野市	60 09 016 4	—	80 09 116 8	—	18歳	下野市
14	日光市	60 09 017 2	—	80 09 017 8	—	18歳	日光市
15	上三川町	60 09 051 1	—	80 09 051 7	—	18歳	上三川町
16	益子町	60 09 061 0	—	80 09 061 6	—	18歳	益子町
17	茂木町	60 09 062 8	食事標準負担額を現物給付	80 09 062 4	食事標準負担額を現物給付	15歳（中学生）	茂木町
				80 09 162 2		18歳	
18	市貝町	60 09 063 6	食事標準負担額を現物給付	80 09 163 0	食事標準負担額を現物給付	18歳	市貝町
19	芳賀町	60 09 064 4	—	80 09 064 0	—	18歳	芳賀町
20	壬生町	60 09 065 1	—	80 09 065 7	—	18歳	壬生町
21	野木町	60 09 068 5	—	80 09 068 1	—	18歳	野木町
22	塩谷町	60 09 074 3	—	80 09 074 9	—	18歳	塩谷町
23	高根沢町	60 09 076 8	食事標準負担額を現物給付	80 09 076 4	食事標準負担額を現物給付	18歳	高根沢町
24	那須町	60 09 080 0	—	80 09 080 6	—	18歳	那須町
25	那珂川町	60 09 088 3	—	80 09 088 9	—	18歳	那珂川町

対象医療機関については、「栃木県内」全ての内科・歯科・薬局・訪問看護ステーションとなります。

注1：実施機関番号の色は、受給者証の色を示します。

なお、受給者証の更新等により変更となっている場合があります。

注2：栃木市のこども医療（県事業分）は、受給者証の色が水色は未就学児、クリーム色は小学生になります。

注3：表中の「18歳」については、18歳の誕生日を迎えた後の最初の3月31日までが対象となります。

注4：令和8年4月1日現在で作成していることから、変更等が生じる場合がありますのでご留意願います。

○「重度心身障害者医療費」一覧

区分	市町名	現物給付の対象			市町名
		実施機関番号	食事療養の負担 (現物給付)	対象者	
1	宇都宮市	81 09 001 1	—	・身体障害者手帳1・2級の人と同程度の障害のある方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ・知能指数が35以下の方など (小学校6年生までは、こども医療で対応)	宇都宮市
2	栃木市	81 09 003 7	—	・身体障害者手帳1級・2級の方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ・知能指数が35以下の方など (中学校3年生までは、こども医療で対応)	栃木市
3	鹿沼市	81 09 005 2	—	・身体障害者手帳1級・2級又はと同程度の障害のある方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・療育手帳のA1、A2または知能指数が35以下の方など 上記などの障がいをもつ65歳未満の方 (高校3年生までは、こども医療で対応)	鹿沼市
4	小山市	81 09 008 6	—	・身体障害者手帳1級・2級の人と同程度の障害のある方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・知能指数が35以下の方など (小学校6年生までは、こども医療で対応)	小山市
5	下野市	81 09 016 9	—	・身体障がい者手帳1級・2級の方と同程度の障害のある方 ・療育手帳A1・A2または、知能指数35以下の判定を受けた方 ・身体障がい者手帳3級・4級と同程度の障がいがあり、知能指数50以下の判定を受けた方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 (高校3年生までは、こども医療優先)	下野市
6	日光市	81 09 017 7	—	・身体障害者手帳1級・2級の方 ・精神保健福祉手帳1級の方 ・知能指数が35以下の知的障がいの方など (小学生までは、こども医療で対応)	日光市

注1:「対象医療機関」については、鹿沼市は医科・薬局となります。

鹿沼市以外における対象医療機関は、医科・歯科・薬局・訪問看護ステーションとなります。

注2:実施機関番号の色は、受給者証の色を示します。

注3:令和8年4月1日現在で作成していることから、変更等が生じる場合がありますのでご留意願います。

○「ひとり親家庭医療費」一覧

区分	市町名	現物給付の対象			市町名
		実施機関番号	食事療養の負担 (現物給付)	対象者	
1	茂木町	82 09 062 2	—	ひとり親家庭における中学3年生までの児童がいる保護者	茂木町
2	那須町	82 09 080 4	—	配偶者のない者であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童 (高校3年生まではこども医療優先)	那須町
3	那珂川町	82 09 088 7	—	配偶者のない者であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童 (高校3年生まではこども医療優先)	那珂川町

注1:「対象医療機関」については、医科・歯科・薬局・訪問看護ステーションとなります。

注2:実施機関番号の色は、受給者証の色を示します。

注3:令和8年4月1日現在で作成していることから、変更等が生じる場合がありますのでご留意願います。

○「妊産婦医療費」一覧

区分	市町名	現物給付の対象			市町名
		実施機関番号	食事療養の負担 (現物給付)	対象者	
1	矢板市	83 09 011 8	—	矢板市に住所を有し、医療保険法の規定による被保険者又は被扶養者であって母子健康手帳の交付を受けた妊産婦(出産した翌月末日まで)	矢板市
2	那須町	83 09 080 3	—	那須町に住所を有し、医療保険法の規定による被保険者又は被扶養者であって母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 (高校3年生まではこども医療優先)	那須町
3	那珂川町	83 09 088 6	—	母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出が、受理された日の属する月の初日(ただし、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日以前についても明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため受療した場合は、その受療日から、出産(流産及び死産を含む)した日の属する月の翌月末日までの女子(高校3年生まではこども医療優先)	那珂川町

注1:「対象医療機関」については、医科・歯科・薬局・訪問看護ステーションとなります。

注2:実施機関番号の色は、受給者証の色を示します。

注3:令和8年4月1日現在で作成していることから、変更等が生じる場合がありますのでご留意願います。

●支払基金が受託している医療費助成事業を掲載しています。

トップページ→事業内容→医療費助成事業関係業務→支払基金が受託している医療費助成事業

(作成:支払基金栃木事務局)